	第２２回中城村農業委員会会議（総会）議事録 １．招集年月日　　令和７年６月２５日（水） ２．招集の場所　　中城村役場　全体委員会室 ３．開 催 日 時　　令和７年６月２５日　　１４時００分から１７時００分 ４．出 席 委 員 　　１番　比嘉　盛安（会長） 　　２番　花城　康樹（会長職務代理者） 　　３番　川田　哲也　　４番　比嘉　康雄 　　６番　屋良　照枝 ５．欠 席 委 員 　　５番　小橋川　達則 ６．議 事 日 程 　第１　会期について 　第２　議事録署名人及び書記の指名について 　第３　案　件 　　議案第７１号　農地法第３条の規定による許可申請について 　　議案第７２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 　　議案第７３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 　　議案第７４号　非農地証明交付申請の承認について ７．出 席 職 員 　事務局長　仲村　武宏 　農政係長　山下　大作 ８．会議の概要
議長（会長）	第22回農業委員会総会を開会します。 会期についてでありますが、本日１日でよろしいですか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしの声がありますので、本日25日、１日限りと決定します。 議事録署名人ですが、６番の屋良照枝さんと２番の花城康樹さんでお願いします。 書記の指名は山下係長でお願いします。 それでは主要業務報告をいたします。 ６月の主要業務報告をいたします。 ６月６日　中城村さとうきび生産拡大推進協議会、通常総会。ＪＡおきなわ中城支店の２階でございました。これは村長さんも勉強したいということでお見えになっていました。 ６月10日　農業会議で常設審議会、南風原町土地改良会館でありました。 ６月24日　9時から第22回農業委員会総会事前打合せ。 　　12時から村さとうきび生産組合の慰労会へ出席しました。 ６月25日　13時から土地利用構想検討委員会 　　14時から第22回農業委員会総会です。 ６月26日、明日10時から村農林水産振興促進協議会がございます。13時30分から県農業会議通常総会を南風原町土地改良会館で、また、引き続き会長、事務局長の研修会が午後５時

	まで同じ会場で行われます。 ６月の主要業務報告は以上です。 それでは案件の説明に移ります。議案第71号、72号、73号、74号まで一括して事務局より説明をお願いします。
事務局長	皆さん、こんにちは。早速ですがお配りした資料に沿って説明していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 （議案第71号を議案書をもとに朗読） 議案第71号について補足説明をいたします。 １番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数５台、農作業従事日数250日、営農計画（作目：サトウキビ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計3,007㎡です。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ２番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数８台、農作業従事日数290日、営農計画（作目：果樹（イチゴ））等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計1,752㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ３番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数６台、農作業従事日数270日、営農計画（作目：果樹（バナナ））等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計9,862㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。以上になります。 次に６ページをお開きください。 （議案第72号を議案書をもとに朗読） 議案第72号について補足説明をいたします。 １番は、借受人が申請地に個人用住宅を建築するため、貸付人より申請地を使用貸借し、転用するものであります。

	申請地は、市街地の区域内又は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域、その他市街化が見込まれる区域にある農地の区域で、その規模は10ha未満の区域に該当します。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１の（１）のオの（ア）のb、第２種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。以上になります。 次に８ページをお開きください。 （議案第73号を議案書をもとに朗読） 議案第73号について補足説明をいたします。 利用権の設定をする者（貸付人）から沖縄県農業振興公社へ利用権を設定し、さらに沖縄県農業振興公社から、利用権の設定を受ける者（借受人）へ利用権を同時に再設定（転貸）するものです。 利用権の設定を受ける者（借受人）の農作業日数は280日、作目が野菜、賃貸期間は10年であります。 本計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第２項各号の要件を満たしているものと思われます。以上になります。 次に11ページをお開きください。 （議案第74号を議案書をもとに朗読） 議案第74号について補足説明をいたします。 １番の非農地証明でありますが、申請地の久場929－２、1081－２及び奥間867－６は、狭小地であり農地としての利用が困難であります。また、奥間867－１、867－２は20年以上耕作放棄され、今後も農地として利用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年３月15日農政第2121号改正）第２条第２項ウに該当すると思われ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われます。以上になります。
議長（会長）	提案理由の説明が終わりました。休憩を取ります。 休憩いたします。 （　現　地　調　査　）
議長（会長）	再開いたします。 議案第71号　農地法第３条の規定による許可申請について、審議に入ります。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります、進行します。 どなたか。４番どうぞ。

４番	議案第71号　農地法第３条の規定による許可申請についてでありますけれども、事務局より先ほど説明を受けて、休憩を挟んで現場確認を行ってきました。１番、２番、３番についても規模拡大のための所有権の取得でありますので、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第71号については許可といたします。 続きまして、議案第72号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、審議に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行します。 どなたか。３番どうぞ。
３番	議案第72号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、事務局の説明を受けて、休憩を挟み現場を確認させていただいて、転用理由も問題ないかと思われますので、本員は許可相当としたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第72号については許可相当といたします。 続きまして、議案第73号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります。質問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行します。 どなたか。２番お願いします。
２番	議案第73号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてでありますが、事務局より提案理由の説明を受けまして、休憩をとって現場確認もいたしました。本員はこの農業振興公社のほうからの設定も受けるものということになっていますので、特に問題ないと判断いたしまして承認をいたしたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり

議長（会長）	異議なしでありますので、議案第73号については承認といたします。 続きまして、議案第74号　非農地証明交付申請の承認について、審議に入ります。質問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行します。 どなたか。２番お願いします。
２番	議案第74号　非農地証明交付申請の承認についてでありますが、事務局より提案理由の説明も受けまして、現場確認もいたしました。現況として非耕作地でありまた、今後農業経営を行うには厳しい土地でありますので、本員は承認をしたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第74号については承認といたします。 審議事項については、これで終わります。 第22回農業委員会総会を閉会いたします。 閉会１７時００分 中城村農業委員会規則30条第２項の規定によりここに署名する。 中城村農業委員会会長　　比　嘉　盛　安 議事録署名人 ６番委員　　屋　良　照　枝 議事録署名人 ２番委員　　花　城　康　樹